

1 基準省令 (児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)・報酬告示 (児童福祉法に基づく指定通所支援の

及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準)等に関する取り扱いについて

ア 個別支援計画の作成について

事業所にて個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するため、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）第 27 条に基づき、児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していただいているところですが、改めて基準省令を確認の上、個別支援計画を作成してください。

【資料 1 別添 1 参照】

また、個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合、児童福祉法に基づく指定通所支援の及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（以下「報酬告示」という。）別表第 1 の 1 の注 3(2)に基づき個別支援計画未作成減算を算定する必要があります。

【参考】基準省令

(児童発達支援計画の作成等)

第二十七条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下この条及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見

を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

【参考】基準省令の解釈通知

児童発達支援計画の作成等（基準第 27 条）

① 基準第 27 条においては、児童発達支援管理責任者が作成すべき児童発達支援計画について規定している。

児童発達支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達の具体的内容（行事や日課等も含む）、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等記載すること。なお、児童発達支援計画の様式については、各指定事業所毎に定めるもので差し支えない。

また、児童発達支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。

② 児童発達支援管理責任者の役割

児童発達支援管理責任者は、当該児童発達支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、児童発達支援計画の原案を作成し、以下の手順により児童発達支援計画に基づく支援を実施するものである。

ア 障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めること

イ 児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること

ウ 通所給付決定保護者へ当該通所支援計画を交付すること

エ 当該児童発達支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、児童発達支援計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも 6 月に 1 回以上、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者間で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者等の同意を得ること

イ 新型コロナウイルス感染症の対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の対応について、基準省令及び報酬告示等の取り扱いにつきましては、国や本市の通知に基づき対応し、通知につきましては、ウェルネットなごやにて随時確認してください。

なお、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（3月24日）」に基づき、学校の臨時休業に伴いサービス利用量が増加したことによる利用料の増加額相当について、全額国庫補助となるため、3月分の利用者への利用料の請求については、学校臨時休業がなかった場合の利用料（一般的には、当初から3月に予定していた利用分に相当する利用料）のみを請求するようよろしくお願いします。

※「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>新着情報－新型コロナウイルス感染症防止のための学校等の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス等の運営基準等に関する取扱いについて

ウ 自己評価結果公表の届出について

基準省令第26条及び第71条では、自己評価を行い、その結果について公表しなければなりません。本市では、名古屋市子ども発達支援サイト「すてっぷサポート」の事業所情報の中に自己評価結果内容の公表をお願いしているところです。また、自己評価結果の公表は、「障害児(通所)給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要になります。公表した内容につきましては、子ども福祉課が、すてっぷサポートにて確認を行いますので、提出の際は公表内容を添付する必要はありません。

エ 事業所情報変更の際の届出について

事業所の電話やファックス番号、メールアドレス等が変更になった場合は、遅滞なく届出を行ってください。また、管理者の住所の変更等、事業所及び事業者に関して変更があった場合も忘れずに届出を提出してください。

オ 平成 31 年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算の実績報告書について

ア) 提出期限

平成 31 年度の最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、実績報告書を報告してください。

(例) 3 月サービス提供分が、5 月に支払われた場合、提出期限は、
令和 2 年 7 月 31 日 (金) となります。

イ) 提出書類

平成 31 年度分の報告様式については、あらためてウェルネットなごやに掲載する予定ですのでご注意ください。

「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務」>「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算」

[提出先]

事業所の所在地	届出書提出先
名古屋市内的のみ	名古屋市
名古屋市と中核市	名古屋市及び該当の中核市
名古屋市と愛知県内の他市町村（中核市のみに所在する場合のみを除く）	愛知県
名古屋市と他の都道府県	名古屋市及び他の都道府県
名古屋市、愛知県内の他市町村（中核市のみに所在する場合を除く）及び他の都道府県	愛知県及び他の都道府県

また、名古屋市に提出する場合でも障害福祉サービスを行っているかによって提出先が異なります。

法人で運営するサービス種類	提出先
・ 障害児通所支援事業のみ	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課子ども発達支援係
・ 障害児通所支援事業 ・ 障害福祉サービス事業	健康福祉局障害福祉部障害者支援課指定指導係

カ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算における見える化要件の対応及び障害福祉サービス等の情報公表制度（WAM NET）について

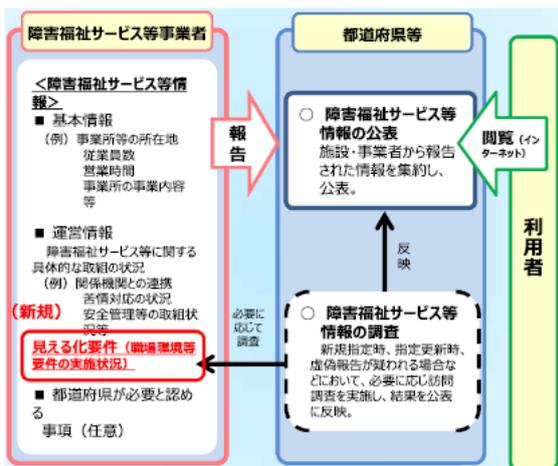
令和元年10月に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和元年5月17日障障発 0517 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）において、令和2年度より、加算に基づく取組の見える化を算定要件となっているところです。

今般、事務を標準化する観点から、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、見える化要件の入力・公表ができるようになりましたので、原則当該システムにて公表してください。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算における見える化要件の対応について 関連資料2 (障害福祉サービス等情報公表システム関係)

- 令和元年10月に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件の一つとして、処遇改善加算に基づく取組の見える化を行う事が定められており、令和2年度からの要件としているところ。（以下「見える化要件」という。）
- 見える化要件を満たすには、処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していることを求めている。
- 今般、事務を標準化する観点から、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、見える化要件（処遇改善加算に基づく職場環境等要件の実施状況）の入力・公表ができるよう整備したので、原則、当該システムを活用していただきたい。

【制度概要】



【事業所入力画面】

【事業所入力画面】

事業所が入力する「サービス内容」に関する事項「欄」に特定処遇改善加算に関する項目が表示されます

【事業所公表画面】

また、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成30年4月から障害福祉サービス等の情報公表制度が施行されました。この制度ではすべての指定事業者の事業所情報をインターネット上に公表すること及び年度ごとの更新が必要となります。

つきましては、指定事業者の全事業所・全サービスに係る障害福祉サービス等情報につきまして、未公表または年度ごとの更新ができていなければ、公表の手続きをしてください。

当該制度の概要や手続きについてはウェルネットなごやに掲載しておりますのでご確認ください。

なお、本件は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3第4項に基づくものであり、同法第76条の3第6項において下記のとおり

定められておりますのでご了承ください。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

第七十六条の三

4 都道府県知事は、対象事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該対象事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

6 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の設置者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

「ウエルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務」>「情報公表制度について」

キ 事業所の更新手続きについて

事業所の指定有効期限は6年です。引き続き事業を継続（更新）する場合は、更新の手続きが必要です。期限を迎えるおよそ2か月前に子ども福祉課から案内をいたしますが、事前に必要書類の準備をお願いします。

「ウエルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援の事業者指定・登録等」>指定の更新について

ク 業務管理体制の整備に関する届出について

名古屋市内だけに所在する、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所支援施設、一般・特定・障害児相談支援事業所を運営する法人は、業務管理体制の整備に関する事項の届出書を、名古屋市に提出する必要があります。未提出の法人におきましては提出をお願いします。

なお、愛知県内にのみ事業所が所在し、複数の市町村に事業所が所在する場合は、届出先が愛知県になります。また、事業所の所在地が複数の都道府県にまたがる場合は、届出先が厚生労働省になります。

「ウエルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援の事業者指定・登録等」>業務管理体制の届出について

(参考 過去の集団指導資料より抜粋)

ケ 児童指導員の資格について (平成 30 年度第 2 回集団指導資料掲載)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(最低基準)第 43 条 (児童指導員の資格) 第 1 項第九号について、教育職員免許法に規定する小学校、中学校、高等学校等の教諭の免許状を有する者は児童指導員になることができるところ、幼稚園の教諭の免許状を有する者について児童指導員になることができる者に追加されました。また、同項四号について、大学において社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者は児童指導員になることができるところ、当該大学に短期大学を含まないことを明確化するとともに、当該卒業した者には専門職大学の前期課程を修了した者は含まれないものとされました。

コ 延長支援加算算定の際の留意事項について

(平成30年度第2回集団指導資料掲載)

延長支援加算 (報酬告示留意事項通知第二の 2(1)⑮) については、延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、当該理由が障害児支援利用計画 (障害児相談支援事業所が作成するもの) に記載されていることが要件となります。現時点で障害児支援利用計画に延長支援が必要なやむを得ない理由が記載されていない場合は、2019 年度中に相談支援事業所での記載がなされない場合は、翌年度以降当該児童について延長支援は算定できなくなります。

現在延長支援加算を算定している場合で相談支援事業所の計画に理由の記載のない方については、早急に相談支援事業所で記載をしてください。相談支援事業所を利用していない方については、相談支援事業所を定めてください。

サ 事故報告について (平成 30 年度第 1 回集団指導資料掲載)

ウェルネットなごやに掲載

事故等が発生した場合の報告及び報告書の提出について

1 事故報告及び報告書の提出にあたって

事故等の報告や報告書の提出は、事故の状況を把握することにより、子どもが事業所を安全に安心して利用できるよう、調査・検討して再発防止の資料として活用するためのものです。したがって、事故等が発生した場合は、すみやかに子ども福祉課へ報告するとともに、事故等報告書の作成にあたっては、事実を正確に記載してください。

2 事故等の報告対象事案

事業所において、日常の支援の中で起きた子どもの怪我や事故及び過失、事業所内での感染症及び警察や消防が関与するような事案が報告の対象です。

(1) 子どもへの事故等

- ・事業所内外を問わず、子どもが怪我をした場合
(医療機関における治療の有無は問いません。)
- ・子どもの行方が一時的でも分からなくなった場合
- ・子ども等とトラブルが発生した場合
- ・賠償金を支払う必要がある場合
- ・上記以外で、同様な内容の事故等が続いた場合（遊具やおもちゃ、設備に関する事故等、送迎時等による事故等）

(2) 感染症等の発生

- ・MRSA、インフルエンザ、ノロウイルス、結核等の感染症が集団発生した場合または、子どもが感染症に罹患し、他の子どもに蔓延の恐れがあるため、必要な措置を講じた場合

(3) 管理運営上での事故等

- ・受給者証や個別支援計画票等、子どもの個人情報に関するものを欠損もしくは滅失した場合
- ・子どもや保護者等から預かった財物等を欠損もしくは滅失した場合
- ・盗難や火災等、警察や消防が関与した場合
- ・上記以外で、同様の内容な事故等が続いていた場合（すぐ見つかったものの欠損もしくは滅失が続いた場合、一歩間違えれば火災等になっていた場合等）

3 事故等報告のながれ

○上記に該当する事故等が発生した場合は、報告書の提出有無にかかわらず、子ども福祉課まで、すみやかに一報してください。

○事故等報告書については、事故等の対応が終結もしくは今後の見通しが出た段階で、子ども福祉課まで提出してください。なお、事業所が報告書の提出が不要と判断されても、子ども福祉課から事故等報告書の提出を求める場合があります。

4 事故等報告書記載内容について

○事故等の対象者が子どもの場合は、受給者証番号、子どもの氏名、生年月日（年齢）のほか、その子ども障害の程度や特性について記載してください。

○事故の発生日時、発生場所を記載し、場所が判明している場合は、見取図を添付してください。

○発生区分を選択し、警察または消防の関与の有無についても記載してください。

○事故発生の概要について、何が起きたのか数行で簡潔に記載してください。

○事故発生後の対応について、事故の発生原因、事故発生時の状況、事故の程度、

対応経過を簡潔に分かりやすく記載してください。

- ・治療のため医療機関を受診した場合は、その内容を記載してください。
- ・感染症等の場合は、発生後の感染者数及び推移を報告してください。
- ・盗難や火災等で警察や消防が関与した場合は、連絡先や部署名等も記載してください。

○子どもや保護者等への対応については、忘れずに記載してください。

○報告内容が多岐にわたる場合は、別添に記載するなどして工夫してください。

○今後の再発防止と管理者の所見について、今回の反省点及び再発防止の取組み内容を記載し、管理者としての所見も併せて記載してください。

5 注意事項

事故等報告及び事故等報告書の提出は、事業所や従業者を非難するためのものではありません。今後、同様の事故等が起こらないようにするためにはどうするかを考え、さらなる事故等を防ぐことにもつながります。会議等を通して、支援や事業所運営に活かしてください。

なお、再発防止のため、子ども福祉課が他事業所への共有が必要と判断した場合は、事業所や個人が特定できないよう配慮したうえで、事故内容等について公表する場合があります。

【別添2参照】

※「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援の事業者指定・登録等」－運営に関する留意事項

シ 児童指導員加配加算の算定について（平成29年度第2回集団指導資料掲載）

児童指導員等加配加算については、基準を上回る児童指導員等を1人以上配置した場合に算定可能な加算であり、1ヶ月の児童指導員等の配置を常勤換算して算定しているところであるが、これは当然に定員内の受入れを前提としています。

過去において10人を超えて受け入れた場合は、5人に対して1人の児童指導員等の追加配置が基準省令上の配置（11人受け入れた場合は、児童指導員等をサービス提供時間通じて計3人配置）となるが、児童指導員等加配加算を算定している場合は、該当日についてさらに1人（1日単位での常勤換算）以上の児童指導員等を配置した場合（前述の場合は児童指導員等計4人配置）に限り、加算を算定できます。

児童指導員等加配加算を算定する各事業所において定員を超過して利用者を受け入れた際の児童指導員等の配置について、例えば定員10人で11人受け入れ3人の児童指導員等の配置の場合で加配加算を算定したような場合は、指導及び返還の対象となります。

加算要件を満たす職員配置ができない場合は、その日について児童指導員等加配加算を算定しないでください。

ス 居宅訪問型児童発達支援について（平成 29 年度第 2 回集団指導資料掲載）

重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合をサービスの対象者とした訪問型の児童発達支援事業が基準省令上位置付けられました。（基準省令第 71 条 7）

主な人員基準：児童発達支援管理責任者 1 名以上

訪問支援員 必要数

（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士、児童指導員、心理担当職員として、資格取得後 3 年以上障害児への直接支援に従事した者）